

ヲ受クル事業ニ付テハ、鑛山監督局長トス」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ、鑛山監督局長トス)」ニ改ム

第四條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

第四條 國民職業能力申告施行規則中左ノ通改正ス
第九條第二項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第五條 國民職業能力検査規則中左ノ通改正ス
第二條第二項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

別表様式第三號中「何府縣知事」氏 名(稱)ノ次ニ「警視總監」氏 名(稱)ヲ、同第四號中「何府縣知事」ノ次ニ「警視總監」ヲ加フ

第六條 昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件中左ノ通改正ス

第二條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

第七條 國民徵用令施行規則中左ノ通改正ス
第二條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下之ニ同ジ)」ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一、第二號ノ二、第二號ノ三、第二號ノ四及第二號ノ六中「何府縣知事」氏名(稱)ノ次ニ「警視總監」氏名(稱)ヲ加フ

第八條 昭和十五年十月厚生省令第四十五號國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徵用セラルベキ者ノ調査登錄ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第九條 國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件中左ノ通改正ス

第二條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第十條 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項中地方長官トアルハ、東京府ニ在リテハ、警視總監トス以下之ニ同ジ

別表様式中「何府縣知事」ノ次ニ「警視總監」ヲ加フ

第十一條 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則中左ノ通改正ス

第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

第十二條 徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲ニ要スル費用支辨方ニ關スル件中左ノ通改正ス

第二條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

第十三條 勞務動態調査規則中左ノ通改正ス
第一條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第十四條 機械技術者檢定令施行規則中左ノ通改正ス
第九條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

第十五條 國民勤勞報國協力令施行規則中左ノ通改正ス

第四條第二項中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監以下同ジ)」ニ改ム

第十九條中「第六條」ノ下ニ「第七條」ヲ加ヘ「厚生大臣トアルハ」ヲ「厚生大臣又ハ、地方長官トアルハ」ニ、「文部大臣及厚生大臣」ヲ「文部大臣及厚生大臣又ハ、地方長官(東京府ニ在リテハ、東京府知事及警視總監)」ニ改ム

別表様式第一號中「府知事」ノ次ニ「警視總監」(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京府ニ在リテハ、府知事)ヲ、様式第二號中「府縣知事」氏 名(稱)ノ次ニ「警視總監」氏 名(稱)(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京府ニ在リテハ、警視總監)ヲ、東京府知事 氏 名(稱)ヲ加フ

第十六條 勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス
第四條中「地方長官」ヲ「地方長官(東京府ニ在リテハ、警視總監)」ニ改ム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理委員會官制の公布

食糧管理委員會官制は昭和十七年十月二十四日附官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理委員會官制 (昭和十七年十月二十四日附官報第六百八十九號)

第一條 食糧管理委員會ハ農林大民ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ食糧管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第一條 食糧管理委員會ハ農林大民ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ食糧管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラロタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 農林大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
米穀統制委員會官制ハ之ヲ廢止ス

食糧管理法施行令改正の件公布

食糧管理法施行令改正の件は昭和十七年十月十九日附官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ同法施行規則も同日附官報を以て同趣旨の一部改正を見た。

食糧管理法施行令改正ノ件

(昭和十七年十月十五日勅令第六百八十五號)

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第二十四條中「小麦粉」ヲ「米粉及小麦粉」ニ改ム

第二十五條中「昭和十七年十月三十一日」ヲ「昭和十八年十月三十一日」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十七年六月二十勅令第五百九十二號食糧管理法施行令抄録

第二十四條 小麦粉ハ昭和十八年十月三十一日迄ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルコトヲ得ズ但シ船用品、郵便物其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ小麦粉ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ爲スコトヲ得ル者ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

第二十五條 粟及高粱ノ輸入税ハ昭和十七年十月三十一日迄之ヲ免除ス

第三回中央協力會議に於ける厚生大臣演說要旨

昭和十七年十月開催せられた第三回中央協力會議に於いて口演せられたる小泉厚生大臣の口演要旨を掲ぐれば左の如くである。

第三回中央協力會議に於ける小泉厚生大臣口演要旨

厚生省の擔當してゐる國政は、御承知の如く、要するに人に關する行政であります。廣く各方面の分野より漏れなく検討したる綜合的人口政策を基礎として、皇國民悠久の發展を策し、皇國民の強力なる綜合力發揮を策することに歸着するのであります。而してその内で現下の最重要と考へらるる點は次の三點であります。即ち一は國民保健の問題であり、二は國民勤勞力發揚の問題であり、三は戦争下國民生活確保であります。

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に蔓延の徴が著しい結核を徹底的に預防撲滅することが第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核患者發生の状況を見ますに、歐米と異り特に青壯年層に多發する特徴があるのであります。青壯年層の死亡統計を検討して見ますと其の死亡原因の大半は結核であります。兵力としても勞力としても最も樞要なるは青壯年層であることに鑑みましても、結核に依る國家の損耗は實に甚大なりと言はねばならぬのであります。結核撲滅は、まことに國家緊急の要務であり、皇國民の降替に關する重大事であると申さねばならぬのであります。